

# 令和3年度第1回交通安全対策会議 議事録（要点筆記）

日時：令和3年8月4日（水）  
午前10時00分から午前11時00分まで  
場所：江別市民会館 21号室

出席委員数 8名

出席：北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所長 萬 直樹  
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所長 代理 立花 哲也次長  
北海道警察札幌方面江別警察署長 穴澤 勝史  
江別市副市長 後藤 好人、江別市教育長 代理 西田 昌平教育部長  
江別市建設部長 佐藤 民雄、江別市消防長 内山 洋、公募委員 藤岡 章一  
事務局：生活環境部長 金子 武史、生活環境部次長 齊藤 幸治  
市民生活課長 蓮田 茂雄、市民生活課市民活動係長 小林 貴仁  
市民生活課市民活動係主査 小林 祐佳子、市民生活課市民活動係主事 森田 俊平

傍聴者 1名

○事務局（齊藤次長）

ただいまから第1回江別市交通安全対策会議を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

○三好会長

（あいさつ）

○事務局（齊藤次長）

ありがとうございました。次に議事に入らせていただきますが、江別市交通安全対策会議条例第三条の規定によりまして、会長に進行をお願いいたします。それでは会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○三好会長

それでは議事に入らせていただきます。次第に沿って進めて参りますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは次第3の議事に入ります。第11次江別市交通安全計画の作成について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮田課長）

初めに、会議資料の確認をいたします。本日、机上に配布いたしました資料は、会議次第、第11次江別市交通安全計画（素案）、関係資料としまして1点目、第11次江別市交通安全計画について、2点目、第11次江別市交通安全計画（素案）の概要、3点目、第11次江別市交通安全計画素案新旧対照表、4点目、第10次江別市交通安全計画実績、5点目、第11次北海道交通安全計画、6点目、江別市交通安全対策会議委員名簿（第11次計画作

成)以上の8点であります。不足する資料がありましたら、お知らせしていただきたいと思  
います。皆さんお持ちのようですので始めさせていただきます。それではご説明いたします。

#### ○事務局（蓮田課長）

初めに、関係資料として配布いたしました。第11次江別市交通安全計画についてをご覧  
願います。

1. 概要であります。交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき、国、都道  
府県及び市町村が交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めるもので  
あります。市では、国や北海道の策定に合わせて、昭和46年度から昭和50年度までを対象  
期間とする第1次交通安全計画以降、5年ごとに新しい計画を作成しており、平成28年度  
から令和2年度までを対象期間とする第10次交通安全計画の計画期間が終了したことから、  
この度、令和3年度を始期とする第11次交通安全計画を作成するものであります。

(1) 現在の状況であります。国では、第11次交通安全基本計画を令和3年3月29日  
に決定しております。北海道においては、7月7日に決定しております。

(2) 計画の期間であります。令和3年度から令和7年度までの5年間であります。

次に、2. 作成手順について、ご説明いたします。江別市交通安全計画は、交通安全対策  
基本法の規定により、北海道交通安全計画に基づいて、江別市交通安全対策会議が作成する  
ものであります。

「(1) 江別市交通安全対策会議」であります。交通安全対策基本法に基づく計画の作  
成機関であり、その会議メンバーは、国の関係地方行政機関の職員、北海道の職員、北海  
道警察の職員、市民公募委員及び市関係職員で構成され、市長が会長であり、委員の一覧に  
ついては、委員名簿を添付しておりますので、ご参照願います。なお、今計画から、市民参加  
条例の趣旨に従って、市民公募委員に参加していただいております。

スケジュールであります。第1回会議を本日開催しておりますが、第2回目の会議を8  
月17日に開催、第3回目の会議を10月に開催する予定であります。

(2) パブリックコメントであります。第2回目の会議でパブコメ案を決定し、9月にパ  
ブリックコメントを実施する予定であります。

(3) 計画決定であります。10月に開催予定の第3回会議でパブリックコメントの結果  
及びその結果を踏まえた計画案を報告し、会議で了承されたら計画決定となる予定であり  
ます。

次に、第11次江別市交通安全計画（素案）の内容について、ご説明いたします。本日配  
布いたしました「第11次江別市交通安全計画（素案）の概要」をもってご説明いたします。  
1ページ目をご覧願います。今回の計画については、前回の計画ほど、構成を大きく変更し  
ておらず、基本的には、前計画と同様な構成となっております。

はじめに、第1部総論 第1章交通安全計画についてのうち、「1 計画の位置付け・期  
間等」であります。これにつきましては、先ほどご説明しましたので、省略いたします。  
なお、この交通安全対策会議での審議に先立って、江別市交通安全総合対策本部において庁  
内意見の取りまとめを行い、7月26日に、第1回目の会議を開催したところであります。

続きまして、「2 計画の基本理念」であります。計画の基本理念には、「交通事故のな  
いまちを目指して」から「参加・協働型の交通安全活動の推進」まで、5つの項目を挙げて  
おります。このうち、3番目に記載しています「高齢化が進展しても安全に移動できる社会  
の構築」については、今計画から新たに加わったものであります。これにつきましては、高  
齢者については、歩行時における交通事故とともに、運転時における交通事故も喫緊の課題

でもあり、バスやタクシーなど事業用自動車においても、運転手の高齢化に伴う課題もあります。よって、高齢化が進展していくなかで、安全に移動することができ、安心して移動を楽しむ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる共生社会を、交通関係者の連携によって、構築することを目指すというものであります。

続きまして、「3 計画推進における留意事項」として、前計画と同様に、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策の推進の2点を挙げております。

続きまして、「4 計画期間において特に注視すべき事項」として、今計画から新たに加わったものであります。新たに加わった理由としては、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響、特に新型コロナウイルス感染症については、様々な課題や制約が生じ、市民のライフスタイルや交通行動への影響が認められるためであり、本計画期間を通して注視するとともに、必要な対策に臨機に着手するとしております。

次に、「第2章 交通事故等の現状」について、ご説明いたします。

はじめに、道路交通事故の現状であります。左側の表である「交通事故死者数（江別市）」をご覧ください。第10期計画期間である平成28年から令和2年までであります。平成28年、29年は1人亡くなり、平成30年、令和元年は2人亡くなり、令和2年においては4人が亡くなっております。右側の表である「交通事故負傷者数・発生数（江別市）」では、一時的に負傷者数も発生数も増加している年もありますが、計画期間においては、総じて、減少傾向であります。また、市内の交通事故は、市街地の交差点での事故が多い状況であり、発生状況については、第10次江別市交通安全計画実績に掲載されていますので、後ほどご覧ください。このことから、第10次交通安全計画の数値目標である「年間の交通事故死亡者数をゼロにする」は達成できてはおりませんが、事故そのものの発生や負傷者数は年々減少傾向となっております。

次に、踏切事故の状況等ではありますが、市内では、平成24年に1件発生して以来、踏切事故は起きてはおりません。

次に、「第3章 交通安全計画における目標」について、ご説明いたします。

1. 道路交通の安全についての目標ではありますが、これにつきましては、先ほどもご説明いたしました。第10次計画の目標を達成していないことから、前計画と同様に、「年間の交通事故死亡者数ゼロにする。」を目指すものとししました。

2. 踏切道における交通の安全についての目標ではありますが、現在、市内において、踏切は7か所ありますが、これについても第10次計画と同様に、踏切事故の発生を極力防止することを目指すものとししました。

次項（裏面）をお開き願います。

次に、「第4章 重点課題」ではありますが、前計画と同様に、1つ目は高齢者、子ども、障がい者などの交通安全確保、2つ目は飲酒運転の根絶、3つ目はスピードダウン、4つ目はシートベルトの全席着用、5つ目は自転車の安全利用、6つ目は踏切道における交通安全対策、7つ目は冬季の交通の安全を重点課題として交通安全対策の推進を図ってまいります。

次に、「第2部 講じようとする施策」についてであります。7つの重点課題に対する具体的な内容であります。

「第1章 道路交通環境の整備」では、はじめに「1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備」ではありますが、通学路等における交通安全の確保であり、学校や教育委員会、警察、道

路管理者などの関係機関が連携して通学路の合同点検を行うなど、通学路等の歩行空間の整備を推進するものであります。

また、高齢者、子ども、障がい者を含めたすべての人が安全で安心して参加し活動できる社会を実現するため、歩道の段差・傾斜・勾配の改善など、歩きやすい歩道の整備を推進するものであります。

このほかに、国や北海道などの関係機関と連携した幹線道路における交通安全対策の推進（交通混雑の緩和、大型車の交通量減少による、円滑な交通体系の確立による安全の確保）、事故データを踏まえた危険個所の周知、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望し、交通事故防止のための安全対策の推進を図るものであります。

続きまして、「2 歩行空間のユニバーサルデザイン化」であります。歩行空間のユニバーサルデザイン化を進め、安全・安心な歩行空間の整備を推進するものであります。

続きまして、「3 無電柱化の促進」であります。安全で快適な歩行空間の確保のため、野幌駅周辺地区において無電柱化の促進を図ります。

続きまして、「4 自転車利用環境の整備」であります。放置自転車を減らし車道の快適通行を確保したり、道路の新設や大規模改修に合わせて、歩行者や自転車の安全な通行空間の整備を進めます。

続きまして、「5 公共交通機関利用の促進」であります。地域公共交通計画の見直し・策定に向けた検討を行うほか、バスマップの配布やホームページによる積極的な情報提供により、公共交通機関の利用を促進します。

続きまして、「6 災害等に備えた道路交通情報の提供」であります。インターネットを活用した通行止め情報の提供や、冬季の場合は、地元自治会や関係機関と連携し、適時に適切な情報提供の促進を図ります。

続きまして、「7 交通安全に寄与する道路交通環境の整備」であります。日々のパトロールや点検により、路面や道路施設の状況に的確に把握しながら道路の維持管理を行い、安全安心な道路環境づくりに努めます。

続きまして、「8 冬季道路交通環境の整備」であります。人優先の安全安心な歩行空間、地域に応じた安全な確保など道路交通環境整備を図ります。

次に、第2章「交通安全思想の普及徹底」であります。

はじめに、「1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」であります。これまで、交通安全教育や交通安全啓発事業については、幼児から成人に至るまで段階的に体系的に進めてきておりますが、近年、増加傾向にある外国人技能実習生や今後増える見込みのある外国人観光客に対する交通安全教育の推進を、今計画から新たに追加しております。

さらに、小学生や中学生及びその保護者に対しては、自転車運転時には、加害時における損害賠償の発生があることや損害賠償保険加入の必要性を強く推奨し、高校生に対しては、交通安全に対する責任へのさらなる自覚を目指すよう図ってまいります。

また、高齢者に対しましては、身体機能の低下に伴う交通事故により被害者にも加害者にもなりやすいことから、高齢者に対し、共通して見られる注意すべき点などを周知・啓発してまいります。

このほか、成人に対する交通安全教育の推進、事業所における交通安全教育の推進、冬季に係る交通安全教育の推進を図ってまいります。

続きまして、「2 効果的な交通安全教育の推進」についてであります。今計画から新たな項目として追加したものであり、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用したり、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動を効果的に推進するものであります。

続きまして、「3 交通安全に関する普及活動の推進」についてであります。各種交通安全運動の推進、横断歩行者の安全確保のための交通安全教育・啓発を推進し、さらに、夜間の事故防止の効果が期待できる反射材用品等の普及を図ってまいります。

このほかに、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立、スピードダウン励行運動の推進、シートベルト、特にチャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の促進、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着、居眠り運転の防止活動の推進など、様々な取組を図ってまいります。

続きまして、「4 交通安全活動支援」として、江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例に基づいた安全安心講座等を開催し、情報提供や意見交換等を実施してまいります。

次に、「第3章 救助・救急活動の充実」であります。

交通事故が発生した場合は、初期の救助活動が生死を分けることともなりますが、市の消防がこの役割を担っており、応急手当の普及員養成や若年層から普及啓発活動などを推進してまいります。

次に、「第4章 被害者支援の充実」であります。

交通事故に遭った方の、主に経済的損害回復のために、法律的なアドバイスの提供や、福祉の面からのサポートなどの支援を行います。

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、かけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要でありますので、交通事故等災害遺児（交通事故被害者等）支援制度の周知を進め、引き続き、交通事故被害者等の支援を実施していきます。

次に、「第5章 踏切道における交通の安全」についてであります。

江別市においては、JR函館本線の連続立体交差事業により、2ヶ所の踏切が減少し、道路交通、鉄道輸送の安全性が向上しましたが、踏切は現在、市内に7か所あり、踏切事故は発生すると多数の死傷者が生じる恐れがあるため、十分な安全対策が必要であることから、踏切事故防止の啓発を行うことと、必要に応じてJR北海道に効果的な対策について要望していきます。

次に、計画全体を通して、今計画と前計画を比較して、今計画において新たに追加した項目をご説明いたします。なお、先ほどご説明しました項目は省略いたします。

第2部講じようとする施策 第2章交通安全思想の普及徹底 1段階的かつ体系的な交通安全教育の推進において、「外国人に対する交通安全教育の推進」を追加しております。先ほど、多少ご説明いたしましたが、外国人に対しましては、交通ルールや交通安全に対する考え方が母国のルールと違うことを理解してもらうため、安全で安心して生活ができるよう、講習会などの開催や広報啓発活動を推進します。

同じく第2章「3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」において、横断歩行者の安全確保、反射材用品等の普及促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底の3点を新たに追加しております。

まず1点目「横断歩行者の安全確保」においては、信号機のない横断歩道において、横断歩道手前での減速が不十分な車両が多いため、運転手に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させる交通安全教育・啓発を推進していきます。

また、歩行者に対しても、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従

うといった交通ルールなども周知啓発してまいります。さらには、運転手に対しては横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断するなど歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育を推進します。

続いて2点目「反射材用品等の普及促進」であります。反射材は、歩行者や自転車利用者にとって夜間など事故防止に効果が期待できることから、普及を図る広報啓発を推進してまいります。

続いて3点目、チャイルドシートの正しい使用の徹底であります。チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法などを幼稚園や保育園などと連携し、保護者に対して広報啓発・指導を行い、正しい使用の徹底を図ってまいります。

次に、今計画において、前計画と比較し、変更した主な個所をご説明します。

第2部 第2章の1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進のうち、ヘルメットの着用と自転車運転であります。幼児に対する交通安全教育の推進では、今計画から、保護者も参加する「幼児交通安全こぐまクラブ」の活動において、「ヘルメットを着用した自転車の利用など」とヘルメット着用について意識啓発を図ります。

続いて、自転車運転であります。これにつきましては、先ほどのご説明に付け加えますが、小学生、中学生及びその保護者に対しては、自転車を運転する場合は、歩行者に対して加害者にもなる場合があることから、加害時における損害賠償の発生や損害賠償責任保険加入の必要性があることを強く推奨してまいります。

また、3. 交通安全に関する普及啓発活動の推進 における自転車の安全利用においても、損害賠償保険への加入を「促進します」から「取組みを強化します」に変更しております。これにつきましては、今年度から始まりました第2期北海道自転車利活用推進計画において、自転車損害賠償保険等への加入促進を強化する取組みとしていることから、このように損害賠償保険加入の取組みを強化するものであります。

以上、計画素案の概略についてご説明しましたが、詳細な内容につきましては、第10次と第11次計画の記載内容を比較した「第11次江別市交通安全計画（素案）新旧対照表」及び「第11次江別市交通安全計画（素案）」をご覧ください。

説明につきましては以上であります。

#### ○三好会長

ただいま事務局から、計画素案についての説明がございました。ただいまの説明に関連しましてご質問、またはご照会等ございませんでしょうか。また、これに関連してのご意見ということもお聞かせできればと思いますが、いかがでしょうか。

お手元に配布しました内容は非常にボリュームが多くございますので、直ちにご意見というところは難しい問題もあろうかと思えます。8月5日頃までに、もしご意見がございましたら、頂戴できればと思ってございます。この場ではなかなかご意見が出せないということもあろうかと思えますので、少し時間を取って対応させていただければと思っております。その前にご質問等がございましたら、お受けしたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

#### ○西田代理

教育委員会の西田でございます。計画案に対する意見、質問ではないのですが、せっかくの機会ですのでこの場をお借りしまして、情報交換情報共有させていただきたいと思えます。

お手元に第11次江別市交通安全計画（素案）があると思えますが、13ページをお開きいただけますでしょうか。第二部講じようとする施策の中の第1章、1.人優先の安全安心

な歩行空間の整備のうちの（１）に、通学路等における交通安全の確保という記載があります。前回の計画と記載内容は変わっていないのですが、教育委員会の取り組みについて、この場でご紹介をさせていただきたいと思います。

教育委員会では毎年、通学安全プログラムというのに基づきまして、学校、教育委員会、警察、道路管理者の皆様と連携、協力をいただいたうえで、通学路の合同安全点検を行っています。点検は、毎年市内小学校から報告される危険箇所、これを江別、野幌、大麻の３地区に区分しまして、１地区毎ローテーションして、実施をしてきているところです。令和３年度については、６月に千葉県八街市で発生した通学路における児童の死傷事故、これを受けて、毎年１地区ずつローテーションで行っていた点検を、３地区すべて行うということとして、７月２７日から８月２０日までの間で実施している最中です。今後、点検結果に基づきまして、各機関にそれぞれご協力いただきながら対応策を講じていこうと考えております。今のところの情報として提供させていただきました。以上です。

#### ○三好会長

教育委員会としましては、先般の千葉県で起きた死傷事故を踏まえまして、すべての地区を実施するというございます。皆様方のご協力いただきながらということございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの説明に関しまして、さらには先ほど申し上げた事務局から説明に関しまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

#### ○一同意見なし

#### ○三好会長

ではよろしいでしょうか。ご意見がないということございますが、先ほど申し上げましたとおり、８月５日までご意見等ございましたら、ぜひ事務局の方にお寄せいただければと思います。その中で計画の修正が必要な箇所ございましたら、１７日に開催予定の第２回会議で、また皆さんにご議論いただこうと思っております。また修正等が軽微なものということございましたら、できますれば会長一任ということご理解ご了解いただきまして、私の方で修正して、またご案内を申し上げたいと思っております。先ほど申し上げたとおり、これが進みますとパブリックコメントの実施になりますので、修正した内容または現状の内容をもう一度、ご連絡申し上げまして、次のパブリックコメントに移らせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

次に４のその他ございますが、委員の皆様から何かご意見等、またご質問等ございませんか。いかがでしょうか。

今回初めて公募委員として藤岡委員が出席していただいております。公募委員という形は初めてなものですから、藤岡委員の方で何かご意見、お話できることがありましたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○藤岡委員

はい。私はもう１２年も前なのですが、道警におりまして、それであつという間に退職してあつという間に高齢者の仲間入りをしました。それで、少しでもお役に立ちたいと思ひまして、町内会活動の一環としまして、現在児童の登校時の交差点での見守り活動しております。よく見かけるのは非常に危険な運転するドライバーです。いまだに散見されます。いくら交通安全を行政がいろいろしましても、なかなか守ってもらえないという、今年も本

州で、児童が巻き込まれる大きな事故が発生しておりますけれども、大きな事故を防ぐために少しでもお役に立ちたいと考えております。それから夏休み今現在入っておりますけれども、絶対、児童が事故に遭わないように、これからも見守り活動を徹底していきたいと考えております。以上です。

○三好会長

どうもありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。事務局で何かありますか。

○事務局（金子部長）

今回、非常に短いスケジュールで策定の協議をさせていただいているのは本当に申し訳なく思っております。3月に国の計画ができて、7月に道の計画ができて、速やかにできるだけ早くというスケジュールで会議の日にちを設定させていただいております。8月5日までの回答については、連絡いただければできるだけ対応したいと思っておりますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。以上です。

○事務局（蓮田課長）

続きまして私の方から多少ご説明いたします。委員の皆様から、8月5日までに計画を修正するご意見がなかった場合、第2回の会議は開催せずに、後日、委員の皆様にはパブリックコメントを実施する内容を送付いたします。8月5日までに提出していただいた意見で、計画を修正することに判断された場合、次回の会議は8月17日火曜日、13時30分から、会場はこちらの市民会館21号室で開催いたします。なお、会議を開催するかどうかにつきましては、来週中には、委員の皆様はこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○三好会長

ただいま事務局の方からお話ありがとうございましたとおり、非常にタイトなスケジュールでございます。今回、計画素案をお示しいたしまして、先ほど申し上げたように、直ちにご意見をまとめるということは非常に難しいと思っております。一報いただければ、お待ちしたいと思っておりますので、検討して時間が若干かかるというお時間のお話をいただければ、その上での対応を考えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。皆さま方も、公私ともに非常にご多用なことと思っております。その中での対応でございますが、是非とも早くまとめて実施したいと思っておりますので、ご理解をいただき、進めて参りたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で今日の予定している議事はすべて終了いたしました。改めて暑い中、またコロナ禍の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。どうもお疲れ様でございました。

○事務局（齊藤次長）

以上をもちまして本日の会議日程すべて終了いたしました。委員の皆様、大変ありがとうございました。